

伊那中央病院訪問看護ステーション運営規程

平成27年10月1日

告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、伊那中央病院が設置する伊那中央病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営並びに利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うに当たっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するに当たっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊那中央病院訪問看護ステーション
- (2) 位置 長野県伊那市小四郎久保 1313 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1人  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。  
ただし、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上(うち常勤 1人以上)

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて雇用する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（開業日及び開業時間）

第6条 ステーションの開業日及び開業時間は、伊那中央行政組合職員服務規程（昭和53年伊那中央行政組合訓令第1号）及び伊那中央病院職員服務要領（平成15年伊那中央行政組合訓令第5号）に準じて定めるものとする。

- (1) 開業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

- (2) 開業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者及びその家族からの電話等による連絡体制を整備するものとする。

（訪問看護の提供方法）

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第8条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 緩和ケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（緊急時における対応方法）

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項の規定により、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(料金等)

- 第10条 ステーションは、利用者から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。
- 2 ステーションは、前項に規定する料金のほか、利用者から別表に掲げる額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常業務を実施する地域)

- 第11条 ステーションが通常業務を行う地域は、伊那市、上伊那郡箕輪町及び南箕輪村とする。

(相談・苦情対応)

- 第12条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の相談、苦情等の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第13条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後6か月以内の初任研修
- (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない（ただし、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管しなければならない。）。

## 第7編 伊那中央病院訪問看護ステーション運営規程

### 附 則

この告示は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区 分	金 額
交通費（事業所実施地区外）	1 km 当たり 37 円
死後の処置料（材料費含む）	8,000 円
日常生活上必要な物品及び保険適用外の衛生材料	実費